

## 平成27年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成27年度川越市食品衛生監視指導計画(案)につきまして、平成27年1月28日から2月26日までの間ご意見を募集したところ、1団体の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第3 監視指導の実施体制等に関する事項	4 埼玉県、さいたま市、越谷市等との連携 埼玉県、さいたま市、川越市それぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてそれぞれが作成を行っています。検査計画・報告など同じことを行っているにもかかわらず、文書表現が一致していない為、理解することが困難です。より分かりやすい計画と報告の作成をお願いします。	より分かりやすい表現とするよう文言調整等を行いました。引き続き、分かりやすい表現とするよう努めます。
2	5 農林水産省関東農政局、農林水産部局等との連携	飲食店等での食材の偽装表示問題は、記憶に新しいところです。食品表示については、より詳しく監視指導計画に組み込むことを要望します。また、平成26年「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」が公布されたことを受け、県とどのような連携体制を構築するのか教えてください。	食材虚偽表示等、他の法令が定める表示規制については関係機関に情報提供を行い、適正表示に努めます。
3	第4 監視指導計画	2 重点的監視事項 川越市では、生食用食肉を取り扱う施設に対する届出制度の導入など、予防対策を講じていますが、消費者が「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などが行われています。また、事業者がPRしていれば安心して食べることができるかと判断する人もいられると思います。豚肉への規制導入を契機に、さらに厳しい指導を行うとともに、従業員が正しい知識を得ることができるよう指導することを要望します。	継続して、生食用食肉を取り扱う施設に対する監視指導を行うとともに、従業員等に対して、普及啓発事業を行います。